方向指示表示投影装置について（UN-R48 及び UN-R148 関係）

● 適用範囲

自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車並びにカタピラ及びそりを有する軽自動車を除く）

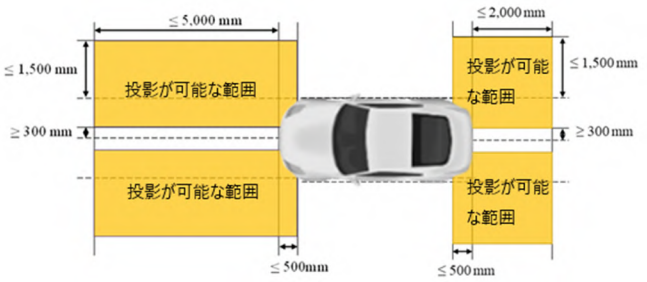
● 改正概要

○　今般、国連欧州経済委員会自動車基準調和世界フォーラム（WP.29）第 199 回において、自動車が右左折又は進路変更する旨を当該自動車の死角等にいる他の交通に報知することを目的とした表示を車両前方又は後方の路面に投影する「方向指示表示投影装置」の技術要件が新たに採択されたことを踏まえ、これを国内の保安基準に導入するため、所要の改正を行う。

○　主な要件は以下のとおり。

- 作動条件：方向指示器の点灯時
- 色・形状等：1 個以上の橙色のシェブロンを組み合わせた表示（下図参照）
- 投影可能な範囲：自動車前方又は後方における一定範囲の路面（下図参照）
- 光度：12,000cd（雨天時においては、路面からの反射による眩しさを低減するため 7,000cd）以下





方向指示表示投影装置の作動イメージと投影される位置

● 改正時期（予定）

令和８年 12 月

● 適用時期（予定）

令和８年 12 月